

## 令和3年 第1回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

- 1 開催日時 令和3年1月25日(月) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 開催場所 安中市役所第201会議室
- 3 出席委員 (16人)  
出席者 1番 上原 正孝                      2番 丸山 征二                      3番 山田 茂  
          4番 宮口 太郎                      5番 森泉壽義雄                      6番 白石 隆  
          7番 内田 忠雄                      8番 磯貝 俊夫                      9番 大沢 秀夫  
          10番 上原恵美子                      11番 橋本 一男                      12番 武井 洋一  
          13番 佐藤 恒雄                      14番 飯野 優                      15番 宇佐美幸雄  
          17番 竹内 佳重
- 4 欠席委員 (1人)  
          16番 上原 見徳
- 5 議事日程  
          日程第 1                      議事録署名人の指名について  
          日程第 2                      会務の報告について  
          日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
          日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について  
          日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について  
          日程第 6 議案第4号 農用地利用配分計画の意見について
- 6 農業委員会事務局職員  
          事務局長            上原 充                      庶務兼農業振興係長            山田 幸則  
          農地係長            茂木 浩之                      農地係                      真下 貴光  
          農業振興係            五十貝 遼

### 会議の概要

- 議長 ただいまから令和3年第1回農業委員会総会を開会します。
- 出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
- 本日の総会の開催に当たり、16番、上原見徳委員より欠席届が出されておりますので、報告いたします。
- 日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、それでは、8番、磯貝俊夫委員・9番、大沢秀夫委員、両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、会務の報告をいたします。

15ページを御覧ください。令和2年12月25日開催の第12回総会で許可相当の議決案件、農地法第3条関係1件、第4条関係1件、5条関係26件につきましては、令和3年1月20日付で許可書を交付いたしました。

14ページを御覧ください。現況証明の12月分の取扱いについてですが、1件、5筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りした、A4の一枚紙、令和3年度第1回総会報告案件一覧を御覧ください。群馬農業委員会女性ネットワーク第1回理事会が1月15日に前橋市の農協ビルで開催され、上原恵美子委員が出席しました。群馬県農業会議の第10回常設審議委員会が1月20日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。

報告は以上です。

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の3件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号の農地法第3条の3番です。この農地につきましては、結構手入れもされておりまして、受け人が今後野菜等を作る予定でございます。また、先月の12月25日にこの農地の北側の土地をこの受け人の〇〇が取得しまして、宅地でございますけれども、その農地の南側ですか、に隣接する農地で、特に問題はなかろうかと思われる案件でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにございますか。

15番。

15番委員 15番です。農地法3条の申請の2番です。これは、去年、令和2年7月の総会で1度、安中市の空き家の登録に付随する農地ということで申請があった場所になります。特に問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。農地法第3条の1番の案件ですが、面積も少ないですし、若干高齢ではありますが、他の耕作地もしっかり耕作されているようですので、特に問題はないと思います。よろしく願いします。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に1番から3番の3件、以上合計3件を付託します。次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、1月21日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第5条の申請は、議案書2ページから6ページ記載の38件、及び議案書7ページ記載の計画変更申請が1件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。ないですか。

4番。

4番委員 4番です。議案第2号、農地法第4条関係の10番と17番、26番、30番の4件でございます。

最初に10番です。この案件は、一般住宅地として〇〇の家を建てたいと、住宅のすぐ前の小さな畑でありますので、問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

また、17番も同じ申請の家なのですけれども、これは〇〇の家を建てたいという申請でございます。これは、農振除外を受けておるわけでございますので、この受け人も実家の仕事を手伝っておりますので、問題ないと思いますので、よろしくお願をいたします。

そして、26番の案件は、〇〇のすぐ隣にあります駐車場のとなりの畑でございます。周り等の影響はないと思いますので、よろしくお願をいたします。

また、30番の〇〇の案件でございますが、周り等の畑にも影響はないと考えますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 5番。

5番委員 5番です。農地法5条関係のまず4番です。これは、ちょっとそこより上には相当広いところに太陽光が設置されております。これ幹線市道の南側に当たる土地なのですが、谷津田になっていまして、長い間耕作はされておられません。現状見てみたら、最近草刈りしたなとなっていました。大変荒れた土地です。

周辺農地への影響はありませんので、特に問題はないと思います。

それから、35番です。この土地は、既に南西といいますか、南、西部分には太陽光ができています。住宅地の多い場所なので、特に農地への問題はないと思います。3筆ともいずれも耕作はされたような状況ではございません。

次に、36番です。これは、集落よりちょっと高い場所なのですが、クワや雑木で荒れた状態です。特に入道もどこから入っていいのか分からないような状況になっております。周辺農地への影響はないと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。5条の12番、13番になります。これ〇〇の関係で3種農地でもありますが、自宅の地続きでもありまして、周辺農地への影響はないと考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の1番、5番、8番、18番、19番、24番の6件です。

まず、1番です。北側は太陽光発電、西は譲受人の土地で、問題ないと思います。5番は、南傾斜の土地で、周りは太陽光発電であり、問題ないと思います。

8番です。東側は太陽光発電があり、周りが住宅地化が進んでおり、3種農地であり、問題ないと思います。

続きまして、18番です。周りが住宅地と太陽光発電であり、これも3種農地であり、問題ないと思います。以前に許可を受けているものであります。

19番、北側よりこの畑1メートルぐらいで、またそれより南側、2メートルぐらい低い土地で、細長い畑であり、一輪車でやっと入れるところなので、これも問題ないと思います。

最後、24番です。南住宅があり、東と北側が道に面している畑であり、これも問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 1番。

1番委員 1番です。5条の27番と28番です。こちらは、先日21日に現地調査に行ってきました。ここに太陽光ということなのですけれども、問題は北側なので、ものすごく。東側が空いているのですが、東側はびゅーっと上がって、南、西、

北側は竹やぶなどもあって、竹やぶになって数年というか、十数年ですか、全く畑の体をなしていない。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第2号、農地法第5条関係です。2番、3番、11番、21番、23番、25番、31番、32番、33番、38番の10件でございます。

先に2番から行きます。こちらは、北側へ農道が走っておった南側にある土地なのですが、ほとんど手入れをされていない状況です。太陽光ということですが、ほかの農地に与える影響はないと思われまますので、よろしく願いいたします。それから、3番につきましては、県道より大分高くなったところの高台にある農地でございます。ほぼ平らですので、あまりほかの農地に与える影響はないと思われまます。

それから、11番です。〇〇の西側の北のほうにありますところを太陽光発電ということではありますが、既に南側に太陽光発電ができておりまして、こちらもほかの農地に与える影響はないと思われまます。

それから、21番、こちらにつきましては田んぼなのですが、ほとんど手入れがされていなくて、最近ちょっと手入れしたかなというところとございます。

ほかの農地に与える影響はないと思われまます。

それから、23番です。23番は、これは受け人が駐車場用地として使っていた、受け人の隣の土地でございます。今回始末書が出ておりますので、庭用地ということと問題ないと思われまます。

それから、25番です。こちらは、先ほどの2番の申請したところのすぐ隣でございます。ということと、問題はないと思われまます。

それから、31、32、33、皆さんご存じの〇〇さんが太陽光発電をするというところと、いろんな資材を置きたいということと申請が出てきております。西毛広幹道の代替地ということとございますので、やむを得ない、また周りに与える影響もないと思われまますので、よろしく願いいたします。

それから、38番の最後でございます。こちらとすぐ周りがお墓と太陽光ができております。この辺一帯、太陽光になっておりますので、周りに与える影響はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。5 条関係、6 番、7 番、2 0 番、2 9 番の 4 件です。

まず、6 番と 7 番ですが、この地域は 5 0 年ほど前も出ているのですけれども、植えたままで手入れが行き届かないまま、雑木も最近生えてきて、混在しているような状況で、最近太陽光施設が点在する傾向にある地域でございます。6 番、7 番の今回転用目的は太陽光ということで、まず 6 番につきましては東側の南に接する 1 筆、太陽光許可済みで、南側に接する区画につきましては数年前から太陽光施設が設置されている状況です。また、7 番につきましては、県道と進入路の交わる角地でありまして、2 つとも特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2 0 番ですが、一時転用の申請でございます。申請の目的は、〇〇のトンネルの強化工事ということで、仮設事務所と資材置場ということ、国道に面している奥行きが深い、長細い形状でございます。突き当たりには住宅地が連なっている状況です。隣接する農地は少ないので、一時転用ということもありますので、問題ないかと思っております。よろしく願いいたします。

それから、2 9 番です。2 9 番は、県道と水路に挟まれた土地でありまして、県道に点在する住宅地の間にある土地で、農地等に接するところがないものですから、特に問題ないと思っております。太陽光発電については、いずれも太陽光条例をクリアしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。5 条関係の 3 7 番です。この農地につきましては、県道より住宅地が西、東に何軒かありまして、その奥まった場所にあります農地でございます。東西南北には農地があるのですが、全て耕作放棄地ということで、周辺農地には影響はなかろうかと思っておりますので、審議の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

7 番。

7 番委員 7 番です。5 条の 9 番について、この土地は東側と北側に道路があり、前には

既に長屋住宅ができている地続きでありますので、やむを得ないと思います。  
それから、14番は東側と南側が一般住宅で、西側は土手をしよった農地であり、問題ないと思います。

15番については、この土地は三方を道路に囲まれ、北側は一般住宅に接続している土地であり、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。まず最初は、5条関係の16番、それから22番、それからもう一件、34番。初めに、16番のほうから説明をいたします。この土地は、渡し人が住んでいるその場所の隣に当たる土地でありまして、この周りは宅地化しているところでございます。新たに〇〇のほうが住宅を造るということで、ほかの農地には問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。  
それから、22番、これについては太陽光なのですが、これの南側については人家があります。それで、西側については道路に接していないところでございますけれども、ほかの農地については問題ないと思われまます。  
それから、34番、これについては2年ぐらい前に青地になったところで、これを青地が解除されてそのまま。34番のその他の筆についても地続きの土地でありますので、ほかの農地については問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から14番の14件、2班に15番から25番の11件、併せて計画変更1番の12件、3班に26番から38番の13件、以上合計39件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩いたします。

(休憩午後 2:09)



(書類審査)

(再開午後 2 : 37)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。  
それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から3番の3件です。

審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告は終わりました。  
これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号に入る前に事務局より説明します。

事務局 議案第2号の16番の〇〇の一般住宅、倉庫用地の転用目的の案件につきまして、面積が1,362平米で、一般住宅については面積が広いのではないかという意見がございました。こちらにつきましては、この転用する畑の中に小山状の石積みのお宮が2か所ございまして、その間に農家用の大きな納屋があるのが現状でございます。その小屋を壊しまして、家を建てるという形ですので、面積が広いのもやむを得ないと思ひまして、こちらについては問題なしということで判断させていただきました。

以上です。

議長 それでは、議案第2号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求め

ます。

1班。

1班班長 12番です。1班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は1番から14番の14件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 9番です。2班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は15番から25番の11件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、調査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 3班です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、26番から38番の13件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。ありませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書8ページから12ページ記載の117件です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年1月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書13ページ記載の1件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について、承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これもちまして、令和3年第1回安中市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

時に午後 2時50分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年1月25日

安中市農業委員会会長

8番委員

9番委員